

## 緊急的な一時預かり事業「あかし保育ルーム」のご案内

明石市こども局待機児童緊急対策室

待機児童緊急対策の一環として、待機児童を対象に認可保育所等への入所が決まるまでの間、既存認可保育所や公共空間を活用し、緊急的な一時預かり事業（定期利用）である「あかし保育ルーム」を実施しています。

### 基本情報

施設名	あかし保育ルーム西新町園						
所在地	西新町3丁目2-23 神田ビル3階						
対象児童	満1歳になった翌月～3歳（その年度の4月1日の年齢）						
定員	12～15名程度 ※入所児童の年齢構成により変更します						
保育日時	月曜日から金曜日の午前7時から午後6時 ※令和2年3月末までは午前8時から午後6時 <b>令和2年度4月から拡大！</b> ※祝日、年末年始を除きます。						
月額利用料	20,000円（月ごとに定額） ※令和2年3月分までは40,000円 <b>令和2年4月から減額します！</b> 上記の利用料について、以下の制度が利用できます。 <table border="1"><tr><td>● 満1歳～2歳クラスで市民税非課税世帯 ⇒保育料無償化の対象になります</td><td><b>実質負担額 0円！</b></td></tr><tr><td>● 満1歳～2歳クラスで第2子以降の児童が利用 ⇒明石市在宅子育て世帯臨時給付金の対象になります</td><td><b>実質負担額 10,000円/月</b></td></tr><tr><td>● 3歳クラスの利用者すべて ⇒保育料無償化の対象になります</td><td><b>実質負担額 0円！</b></td></tr></table> 上記の制度を利用する場合、事前の申請が必要な場合がありますので、ご利用開始時に必ず申し出てください。（制度利用時は、利用料20,000円を一旦納付し、後日補助対象額が給付されることとなります。）	● 満1歳～2歳クラスで市民税非課税世帯 ⇒保育料無償化の対象になります	<b>実質負担額 0円！</b>	● 満1歳～2歳クラスで第2子以降の児童が利用 ⇒明石市在宅子育て世帯臨時給付金の対象になります	<b>実質負担額 10,000円/月</b>	● 3歳クラスの利用者すべて ⇒保育料無償化の対象になります	<b>実質負担額 0円！</b>
● 満1歳～2歳クラスで市民税非課税世帯 ⇒保育料無償化の対象になります	<b>実質負担額 0円！</b>						
● 満1歳～2歳クラスで第2子以降の児童が利用 ⇒明石市在宅子育て世帯臨時給付金の対象になります	<b>実質負担額 10,000円/月</b>						
● 3歳クラスの利用者すべて ⇒保育料無償化の対象になります	<b>実質負担額 0円！</b>						

## 2 利用対象者

- (1) 年齢 卒乳した満1歳（利用開始時）～3歳（当該年度の4/1の年齢）
- (2) 要件（次のすべてに該当すること）
  - ① 認可保育所などで入所保留になっていること
  - ② 利用する子どもの住民票が市内にあること
  - ③ 保育認定を受けていること

3/31まで利用可能です。  
来年度も継続利用を希望する場合、  
改めて申込みが必要となります

### 3 利用期間

月単位とし最長3月31日まで利用可能。次年度も継続利用を希望する場合は再度申込みが必要です。

### 4 申込み方法

- ① 利用を希望する前月の1日から20日までの間に施設に直接お申し込みください。

#### <必要書類>

支給認定証もしくは認定決定通知書の写し

保育利用保留通知書の写し

あかし保育ルーム利用申込書（明石市HPからDL）

- ② 申込みは先着順に受け付け、受け入れ予定数に達した時点で受け付けを終了いたします。

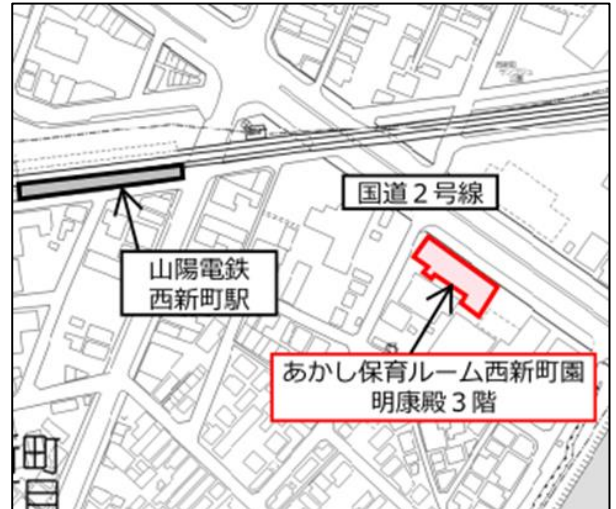
※同日受付で予定数を超過した場合は、利用調整に係る選考指数の高い順に内定します。

#### 見学・利用申し込み

電話番号：090-4286-3832

あかし保育ルーム西新町園 担当：木幡（こわた）

※申込は直接施設に必要な書類を提出してください。



### あかし保育ルームってどんな施設？

Q 保育士さんの配置は認可保育所よりも少ないの？

A 人数等の配置基準は認可保育所と同様です。また、すべて保育士の有資格者を配置しています。

Q 保育の内容は認可保育所とは違うの？

A 認可保育所と同様に保育所保育指針に則り、事業者が保育方針や計画を立てたうえで保育を行います。

Q 健康診断はあるの？

A 利用開始前に健康診断を受診していただき、以降、利用開始後は半年に1回、嘱託医による健康診断を実施しています。

Q 明石市は運営に関わっているの？

A 毎月事業者から明石市へ保育日誌等の報告資料を提出しているほか、随時、事業者と明石市が協議を行い、運営状況を確認し課題の解決や運営の改善を図っています。

Q 給食はないの？

A 設備の関係上、給食の提供は行っていません（緊急対応を除く）。お弁当と水筒を必ずご持参ください。※令和2年度より、アレルギー対応の可能な範囲でおやつを提供を実施します。

Q 見学・利用申込みの方法は？

A 施設見学は、直接保育ルームへご連絡のうえ、申し込んでください。利用申込は、①保留通知②支給認定証もしくは認定決定通知書をご用意のうえ、保育ルームへ直接ご連絡ください。

Q 利用期間は？

A 毎月1日からの利用となります。また、最長で年度末までの継続利用となるので、4月以降の継続利用を希望する場合は、3月に再度利用申込をする必要があります。